

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	町、字の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の方針	(案)町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。		
項目	南 部 町	南 部 川 村	備 考
町の名称について	【町の名称】 該 当 な し	【町の名称】 該 当 な し	地方自治法第260条では、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届け出なければならないとされている。 従って、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新町の字の区域と名称とする場合は、本条の手続きは必要ない。 【関係法令】 第260条
字の名称について	【字の名称】 堺 田 埴 芝 北 道 南 道 東 吉 田 気 佐 藤 山 内 東 岩 代 西 岩 代	【字の名称】 谷 口 筋 蔵 徳 蔵 熊 岡 晩 稲 東 本 庄 西 本 庄 滝 瀨 熊 瀨 川 高 野 土 井 市 井 川 広 野 島 之 瀨 東 神 野 川 清 川	1 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届け出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。 先進事例 あきる野市 2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。 さいたま市 町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものとする。 西東京市 2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。 篠山市 篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。